○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二十八日

農林水産大臣　簗　和生

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和八年九月二十八日

農林水産大臣　簗　和生

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八四、二五〇円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一九六、九二七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一四、五八七円）

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一九二、五三二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一四、二六二円）

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二三七、二二九円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、八九九円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一〇四、一九〇円

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

適用期間　令和八年十月一日から十二月三十一日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・八六三	一キログラムにつき一八〇円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	○・九四八	一キログラムにつき八円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇〇九	一キログラムにつき二八円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	四・九四四	一キログラムにつき四三円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	四・六二八	一キログラムにつき四〇円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二六五	一キログラムにつき三二九円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	○・九四三	一キログラムにつき二〇円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	○・七八三	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	○・八五六	一キログラムにつき七五円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・一九四	一キログラムにつき二一一円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・一九四	一キログラムにつき一三一円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・一九四	一キログラムにつき一〇四円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	三三・四四六	一キログラムにつき二、九三六円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一二・五八四	一キログラムにつき一、八六〇円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一二・二二三	一キログラムにつき一、一四四円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・三四一	一キログラムにつき八一七円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九五一	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一一五	一キログラムにつき一一六円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一一五	一キログラムにつき二〇三円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	○・九〇四	一キログラムにつき七九円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	○・八五六	一キログラムにつき六五円